2月1日から 戸籍の届出の際に本人確認を行います

最近、本人の知らない間に、偽造の婚姻届や無関係の第三者との養子縁組届など、虚偽の戸籍の届けが提出されるという事件が全国的に相次ぎ、社会問題となっています。

町では、このような不正な届出を防止するため、２月１日から窓口で本人確認を行います。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【対象となる届出】

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届

【本人確認の対象者】

対象となる届出を持参した届出人または使者

【本人確認の方法】

●届出人本人の場合

官公署の発行する顔写真の貼付された身分を証する書面
（免許証・パスポート・外国人登録証明書など。以下「身分証明書」という）

●使者の場合

身分証明書のほか、これに準ずる証明書（健康保険証など）

以上の書面でもって本人確認させていただきます。
窓口で本人確認できなかった場合、「届出を受理した」旨の通知を、確認できなかったすべての届出人宛に郵送します。
なお、身分証明書をお持ちでないかたでも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

【問合先】住民課戸籍住民係（内線121～123）

最低賃金改正のお知らせ

岐阜労働局では、４業種について「産業別最低賃金」の改正を行いました。

アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。

なお、「岐阜県最低賃金」については、今年度の改正が見送られています。

新しい最低賃金は次の表のとおりで、臨時、パートタイマー、

【問合先】
岐阜労働局賃金室
☎245・8104
岐阜労働基準監督署
☎247・1101

■地域別最低賃金

最低賃金の件名	時　間　額	発　効　日
岐阜県最低賃金	668円	H14.10.1

■産業別最低賃金

最低賃金の件名	時間額	日　額	発　効　日
陶磁器・同関連製品、耐火物製造業	714円	5,708円	H10.12.25
紡　績　業	688円	—	H15.12.21
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	737円	—	H15.12.21
自動車・同附属品製造業	773円	—	H15.12.21
航空機・同附属品製造業	831円	6,643円	H15.12.21